

ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給について

1 趣旨

ひとり親家庭については、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々、経済的基盤が弱く、その生活実態は依然として厳しい状況にある。

このことを踏まえ、国は「予備費を使用し、所得が低い世帯は1世帯5万円、更に2人目以降の子どもについては3万円ずつの支給を年内目処に行う」ことを表明し、閣議決定されたところである。これを受け、6月定例会にて予算措置した「ひとり親世帯臨時特別給付金」(以下「6月給付金」という。)の支給対象者に対して、再度、同様の給付金を支給するもの。

2 事業概要

支給対象者	次のいずれかに該当し、既に6月給付金の支給を受けた者 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける者 【支給対象者：467人】 公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない者 給与等が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。 【支給対象者：35人(11月末日時点)】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 【支給対象者：30人(11月末日時点)】
給付額	1世帯につき5万円 第2子以降1人につき3万円加算
申請手続き	申請不要 (6月給付金の振込先口座について、変更等の有無を確認した上で振り込む予定。) なお、6月給付金の支給をまだ受けていない対象者については、6月給付金の支給申請をすることにより、再支給分と合わせて給付金を受けとることができる。

3 補正予算額(事業費分、事務費分ともに全額国庫補助)

- (1) 事業費(給付金支給額) 53,280,000円
(2) 事務費 100,000円

4 今後の予定

議決後、年内速やかに給付金を支給する。なお、6月給付金の支給を受けていない対象者については、引き続き、市ホームページや窓口等で周知を図る。